

神戸市工事請負入札参加資格者格付要領

平成20年3月17日 行財政局長決定
最終改正 令和8.3.6

(趣旨)

第1条 この要領は、工事請負契約に係る入札参加資格の認定に際して行う格付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条に規定する資格及び規則第15条において準用する規則第3条に規定する資格
- (2) 入札参加資格者 前号の資格を有する者
- (3) 地元業者 本店を市内に有する者
- (4) 準地元業者 地元業者以外の者のうち、営業中の支店・営業所を市内に有する者

(格付業種)

第3条 格付は、次に掲げる業種について行うものとする。

- (1) 土木一般
- (2) 建築一般
- (3) 電気一般
- (4) 管一般
- (5) 造園一般
- (6) 舗装

(格付の方法)

第4条 格付は、入札参加資格の認定時において、前条に規定する業種ごとに、当該業種を希望する入札参加資格者を別表1に掲げる等級に行うものとする。ただし、地元又は準地元業者でない場合は格付を行わない。

- 2 前項の等級に対応する発注標準金額は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 格付は、客観点数に主観点数を加えて算出した総合点数で行うものとする。ただし、客観点数が無い場合は格付を行わない。
- 4 前項の規定にかかわらず、入札参加資格者が別表1に掲げる基準を満たさない場合は、基準を満たす等級まで降格する。

(客観点数)

第5条 客観点数は、当該業種に応じた工事の種類に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）とする。

(主観点数)

第6条 主観点数は、次に掲げる項目により得た点数とする。

- (1) 最高実績点数 契約監理課において入札し、過去5年間に完成させた各希望業種ごとの工事の最高実績金額を点数化したもの（別表2）を加点。ただし、随意契約による工事を含み、単価契約工事及び特定建設工事共同企業体で発注した工事を除く。
- (2) 平均成績点数 契約監理課において入札し、過去5年間に完成させた各希望業種ごとの工事の平均成績及び件数を点数化したもの（別表3）を加点。ただし、随意契約による工事を含み、単価契約工事及び特定建設工事共同企業体で発注した工事を除く。
- (3) 地元点数 本市内に本店を有する者のみ、下記の加点。
総合評定値×0.1点（小数点以下切捨て）
- (4) 障害者雇用点数 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づく障害者雇用状況の報告義務のある事業主のうち、法定の障害者雇用率を達成している者に10点を加点。
- (5) 環境認証取得点数 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)又はKEMSと相互認証を行っている審査登録機関による環境認証又はISO14001を本市内の事業所で取得し

ている者に10点を加点。

- (6) IS09001取得点数 IS09001を全組織又は工事の実際の施工を担当する内部組織で取得しており、適用範囲に工事の施工を含む者に10点を加点。
- (7) 災害協定点数 本市（水道及び交通事業管理者を含む、外郭団体は含まない）と災害協定を締結している又は締結している団体等に加入している者に50点を加点。
- (8) 次世代育成・男女共同参画支援点数 次の各項目の合計点数を加点（上限は10点）。
- ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）又は次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）の規定に基づく、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている者に5点
（ただし、常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る）
- イ 神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業（ミモザ企業）」の認定を取得している者に5点。（ただしフレッシュミモザ企業は除く。）
- ウ 女性活躍推進法に基づくえるぼし・プラチナえるぼし認定、又は次世代法の規定に基づくくるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定を取得している者に10点。
- (9) 消防団協力事業所点数 神戸市消防団協力事業所等表示制度に認定されている者に10点を加点。
- (10) 協力雇用主点数 法務省神戸保護観察所に協力雇用主として登録されており、かつ過去2年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で3か月以上雇用した実績がある者に10点を加点。
- (11) 指名停止点数 過去2年間の間に本市により開始された神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の月数の合計×10点を減点。

（通知及び公表）

第7条 決定した等級及び総合点数は、入札参加資格の認定の通知にあわせて入札参加資格者に通知するとともに、入札参加資格者名簿に記載して公表するものとする。

施行：平成20. 4. 1 改正施行：平成21. 4. 1、平成22. 4. 1、平成24. 4. 1、平成26. 4. 1、平成27. 4. 9、平成28. 4. 1、平成30. 4. 1、令和2. 4. 1、令和4. 4. 1、令和6. 4. 1、令和8. 4. 1

別表 1

	等級	発注標準金額	総合点数	必要な 年平均完工高	特定建設 業の許可
土木 一般	A	概ね 8千万円 ～	1150点 ～	4億円	必要
	B	概ね 4千万円 ～ 2億円	950点 ～ 1149点	2億円	必要
	C	概ね 1千万円 ～ 1億円	840点 ～ 949点	8千万円	—
	D	概ね ～ 5千万円	～ 839点	—	—
建築 一般	A	概ね 8千万円 ～	1130点 ～	4億円	必要
	B	概ね 4千万円 ～ 2億円	920点 ～ 1129点	2億円	必要
	C	概ね 1千万円 ～ 1億円	840点 ～ 919点	1億円	—
	D	概ね ～ 5千万円	～ 839点	—	—
電気 一般	A	概ね 3千万円 ～	1050点 ～	1億5千万円	必要
	B	概ね 1千万円 ～ 1億円	840点 ～ 1049点	6千万円	—
	C	概ね ～ 5千万円	～ 839点	—	—
管 一般	A	概ね 3千万円 ～	1030点 ～	1億5千万円	必要
	B	概ね 1千万円 ～ 1億円	860点 ～ 1029点	6千万円	—
	C	概ね ～ 5千万円	～ 859点	—	—
造園 一般	A	概ね 1千万円 ～	850点 ～	7千万円	—
	B	概ね ～ 4千万円	～ 849点	—	—
舗装	A	概ね 6千万円 ～	880点 ～	6千万円	必要
	B	概ね 4千万円 ～ 1億円	780点 ～ 879点	1千5百万円	—
	C	概ね 1千万円 ～ 6千万円	580点 ～ 779点	5百万円	—
	D	概ね ～ 4千万円	～ 579点	—	—

※発注に際して、上表の発注標準金額によることが適当でない場合は、これによらないことがあります。

別表 2

最高実績金額		最高実績点数
10億円以上		100
5億円以上	10億円未満	95
4億円以上	5億円未満	90
3億円以上	4億円未満	85
2億円以上	3億円未満	80
1億円以上	2億円未満	75
9000万円以上	1億円未満	70
8000万円以上	9000万円未満	65
7000万円以上	8000万円未満	60
6000万円以上	7000万円未満	55
5000万円以上	6000万円未満	50
4000万円以上	5000万円未満	45
3000万円以上	4000万円未満	40
2000万円以上	3000万円未満	30
1000万円以上	2000万円未満	20
500万円以上	1000万円未満	10
0円以上	500万円未満	5
0円		0

別表 3

平均成績	件数			
	0件	1件	2件	3件以上
～49.9	0	-50	-60	-70
50.0～52.4	0	-40	-50	-60
52.5～54.9	0	-30	-40	-50
55.0～57.4	0	-20	-30	-40
57.5～59.9	0	-10	-20	-30
60.0～62.4	0	0	0	0
62.5～64.9	0	0	0	0
65.0～67.4	0	10	20	30
67.5～69.9	0	20	30	40
70.0～72.4	0	30	40	50
72.5～74.9	0	40	50	60
75.0～77.4	0	50	60	70
77.5～79.9	0	60	70	80
80.0～82.4	0	70	80	90
82.5～84.9	0	75	85	95
85.0～	0	80	90	100